

令和4年第1回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年1月7日(金) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 3-2・3会議室
3. 出席委員 12(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
欠席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局 事務局長 鍛冶 孝広
事務局 江本 昭二郎
門田 純二

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第4 報告事項
- 第5 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和4年 第1回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、12名です。定足数に達しています。ただいまから令和4年第1回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、4番：椎野委員と5番：横山委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第1号の1、申請人：■■■■さんの件について、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきましては、広末の安永公民館から西に20.0m程行った所にある農地です。今回、■■■■さんが所有者の■■■■在住の■■■■さんから売買にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の2、申請人：■■■■さんの件について、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきましては、広末の安永公民館から東南に150m程行った所にある農地です。今回、■■■■さんが所有者の■■■■在住の■■■■さんから贈与にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第1号の3、申請人：■■■■さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員） この案件につきましては、船迫学習等供用施設から北に300m程行った所にある農地です。今回、■■■■さんが所有者の■■■■在住の■■■■さんから売買にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よ

ろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の4、申請人：■■■■さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この案件につきましては、上り松から東に400m程行った所にある農地と、椎田南公民館から南に1.0km程行った所にある農地です。今回、■■■■さんが所有者の■■■■在住の■■■■さんから売買にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の5、申請人：■■■■さんの件について、出口委員

3番（蛭崎委員） この案件につきましては、椎田インターから東に50m程行った所にある農地で申請地農地区分は、300m以内に高速道路のインターがあることから第3種農地と考えます。今回、申請人の[]在住の[][]さんが、[]在住の[]さんから農地を売買にて取得、会社所有の資材置場への進入路として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議をお願いします

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第2号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第4「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約 1件
2. 農業耕作者・管理者名義変更届出 11件
3. 農地法施行規則第29条第1項届出 0件
4. 農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長） ただいまの提案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和4年第1回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和 4年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

4番委員（椎野 洋文 委員）： 椎野洋文

署名委員

5番委員（横山 員伸 委員）： 横山員伸